

目次

(一) 午莊

(二) 桑港

(三) 新民村

(四) 香港

(五) 伯國

参考、フビヨル、ド、コソル、カ、新聞社  
借款、案件

外務省

(六) 本邦に於ける午莊交換所等、状況取調方、  
界之件 (在京、伴、國、大使、依、願、)

大正六年七月

(七) 本邦に於ける午莊交換所等、状況取調方、  
七、十一月

(八) 本邦に於ける午莊交換所等、状況取調方、  
瑞西

(九) 瑞西

小6310

原経済政策

四二二

九 上海ニ於テ邦人發展上不動産ニ低利  
資金供給ノ必要ニ関スル件  
大正七年九月

一〇 抗縣金融評議會設立ニ関スル件 (杭州)  
大正八年二月

加奈陀政府ノ戰時貯金切手及節約切手  
発行ニ関スル件  
全 一月

外務省

二 朝鮮ニ於テ騒擾ノ銀行營業上ニ及ボル影響  
報告方ノ件  
大正八年五月

銀行引受手形制限通知方ノ件 (日本銀行依頼)  
六月

三 寺内内閣財政経済方策ニ施設  
概要ニ関スル件  
大正七年九月

日貨銀行開  
三 支那人救済ノ為メ資金貸下

三六二

四二二

原簿第七門第一  
第一

原簿第七門第一  
第二  
第三  
第四  
第五

原簿第七門第一  
第六  
第七  
第八  
第九

方ニテスル件

(天津商務維持會ニ関スル件)

大正八年七月

(一四) 國民實業儲金會創設ニ関スル件

左

(一五) 本邦經濟狀態ニ関スル在米邦英國大使館

商務参事官ノ談演回覽ノ件

左 九月

(一六) 本邦關係外ニ金融業者調(大正八年六月日補)

左

外務省

(一七) 英國法也 (Civil Contingencies Fund Act, 1919) 送付ノ件

大正八年十月

(一八) 美國法也 (Consolidated Fund (no 1) Act, 1919) 送付ノ件

左

(一九) シカゴ第一國立銀行ノ在米正貨預入開始方ニ関スル件

左

一九英國ノ外國爲替關係一覽表送付ノ件

全

二〇米國政府行政官ヨリ得タル報告古賀敬藏ヨリ送付ノ件

左 十二月

三一 米國「エッジ」法案ニ関スル件

大正八年十二月

三二 北京商工會ニ對シ低利資金供給ニ関スル件

大正九年一月 外務省

三三 天津日本人商業會議所低利資金融通請願ニ関スル件

大正八年十二月

三四 香港經濟資源調査委員會設置ノ件

大正九年一月

三五 支那ノ通貨及金融ニ関スル調査印刷物送付ノ件

左 二月



(二六) 戦後ニ於ケル世界的経済界ノ混乱  
救済方ノ件

大正九年二月

(二七) 富成ニヨリ提出スル天津日本専管居留地ニ低利投資  
金ヲ要スル理由書ニ連帶シ関スル件

左

(二八) 外國ニ於テノ財産経営ノ目的トスル  
Trust Corporationノ組織ニ関スル件  
大正八年十月

外務省

(二九) 在支日本商人金融ニ関スル件  
大正九年三月

(三〇) 南阿ニ於テノ輸出取引ニ関スル件  
(ケントウカンニ爲替資金問題)

(三一) 佛國経済發達國民協會決議送  
付ノ件

左 上

